

令和7年第3回美瑛町教育委員会議事録

1 開 会

日 時 令和7年3月28日 午前10時00分
場 所 美瑛町役場4階委員会室

2 出席委員

教育長 鈴木 貴 久
委 員 小野寺 晴 紀
委 員 打 本 菜保子
委 員 小 杉 英 紀

3 説明員

管 理 課 長 鈴 木 誠
公 民 館 長 才 川 健 一
函 書 館 長 山 上 修 司
管 理 課 参 事 目 良 久 美
管理課長補佐 高 島 真由美

4 傍聴人 なし

5 議事内容

議案第1号 美瑛町教育委員会事務局組織規則の一部改正について
議案第2号 美瑛町立学校管理規則の一部改正について
議案第3号 美瑛町文化財保護条例施行規則の廃止について
議案第4号 美瑛町文化財審議会規則の廃止について
議案第5号 課長等の任免について
報告第1号 美瑛町教育委員会事務局職員の人事異動について
※ 議案第5号及び報告第1号は、人事案件につき非公開とする。

6 審議結果

議案第1号 原案決定
議案第2号 原案決定
議案第3号 原案決定
議案第4号 原案決定
議案第5号 原案決定
報告第1号 原案承認

7 閉 会 令和7年3月28日 午前11時08分

鈴木教育長	<p>それでは、只今から令和7年第3回美瑛町教育委員会議を開会します。本日の出席者は4人です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条の規定により本会議は成立していることを報告します。</p> <p>次に、議事録の署名委員を会議規則第25条により指名いたします。本日の会議の署名委員は、小杉委員にお願いいたします。</p>
鈴木教育長	<p>それでは、最初に行政報告をいたします。</p> <p style="text-align: center;">～ 行政報告 ～</p>
鈴木教育長	<p>只今の行政報告について、何か御質問等がありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(「ありません。」の声)</p>
鈴木教育長	<p>それでは、行政報告を終わります。</p> <p>ここで、本日の会議の進め方についてお諮りします。議案第5号及び、報告第1号は人事案件となりますので、会議規則第9条第1項の規定により非公開としたいと考えています。御異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「ありません。」の声)</p>
鈴木教育長	<p>それでは、議案第5号及び報告第1号は非公開として行います。それでは議案第1号、美瑛町教育委員会事務局組織規則の一部改正についての件を議題とします。事務局から説明願います。</p> <p style="text-align: center;">(「はい、管理課長。」の声)</p>
鈴木教育長	<p>はい、鈴木管理課長。</p>
鈴木管理課長	<p>議案第1号、美瑛町教育委員会事務局組織規則の一部改正について御説明申し上げます。議案集は2ページ、3ページになります。改正の要旨及び新旧対照表は別冊資料1の2ページから5ページになります。今回の美瑛町教育委員会事務局組織規則の一部改正につきましては、現在、庁内で文書管理システムの導入に向</p>

	<p>けて、事務分掌の見直しを図っているところではありますが、教育委員会もそれに合わせて、事務分掌の見直しをしているところです。また、令和7年第2回定例議会において美瑛町文化財保護条例が改正されまして、教育委員会が所管していた文化財の保護に関する事務については、町長部局で所管することとなったため、本規則の一部を改正するものであります。最初に議案を朗読させていただきます、その後、資料に基づき改正内容について説明をいたします。それでは議案を朗読いたします。</p> <p>議案第1号、美瑛町教育委員会事務局組織規則の一部改正について。美瑛町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。令和7年3月28日提出。美瑛町教育委員会教育長。美瑛町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則。美瑛町教育委員会事務局組織規則昭和60年、美瑛町教育委員会規則第3号の一部を次のように改正する。以下、附則の前までの改正条文の朗読を省略し、別冊の資料により説明させていただきます。別冊資料1の2ページになります。1の改正要旨につきましては、冒頭で御説明したとおりですので省略させていただきます。2の改正の概要につきましては、本規則第5条に規定する、管理課各係の事務分掌をより現状に見合った文言に修正するとともに、総務係の事務分掌のうち、文化財に関することを削除したこと。また、別表の決裁区分にあった、補佐の欄を削除するとともに、より現状に見合った状態に修正したものであります。3の施行期日は令和7年4月1日となります。別冊資料1の3ページから5ページまでの新旧対照表の説明は省略させていただきます。議案集の3ページに戻りまして、附則からになります。附則、この規則は令和7年4月1日から施行する。以上で議案第1号の説明を終わります。よろしく願いいたします。</p>
鈴木教育長	<p>これから質疑を行います。只今、議案第1号の説明がありました。これから質疑を行います。御質問ございませんか。</p> <p>(「ありません。」の声)</p>
鈴木教育長	<p>ないようでしたら議案第1号、美瑛町教育委員会事務局組織規則の一部改正について決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい。」の声)</p>

鈴木教育長	<p>それでは議案第1号については、原案のとおり決定します。次に、議案第2号、美瑛町立学校管理規則の一部改正についての件を議題とします。事務局から説明願います。</p> <p>(「はい、管理課長。」の声)</p>
鈴木教育長	はい、鈴木管理課長。
鈴木管理課長	<p>議案第2号、美瑛町立学校管理規則の一部改正について御説明申し上げます。議案集は4ページになります。改正の要旨及び新旧対照表は、別冊資料1の6ページから8ページになります。今回の美瑛町立学校管理規則の一部改正につきましては、本町の小中学校に新たに主幹教諭を置くに当たり、規則への規定が必要であることから、本規則の一部を改正するものであります。最初に議案を朗読させていただき、その後、資料に基づき改正内容について説明をいたします。それでは議案を朗読いたします。</p> <p>議案第2号、美瑛町立学校管理規則の一部改正について、美瑛町立学校管理規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。令和7年3月28日提出。美瑛町教育委員会教育長。美瑛町立学校管理規則の一部を改正する規則。美瑛町立学校管理規則、昭和56年美瑛町教育委員会規則第2号の一部を次のように改正する。</p> <p>以下、附則の前までの改正条文の朗読を省略し、別冊の資料により説明させていただきます。別冊資料1の6ページになります。1の改正の要旨につきましては冒頭で御説明したとおりですので省略させていただきます。2の改正の概要につきましては、第4条にありました、主任等に関する規定を、第4条の2に移動させて、同条の第2項に、主任等の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは、当該主幹教諭の整理する校務を担当する主任等を置かないことができる旨を新たに規定しました。また、新たな第4条として主幹教諭に関する規定を追加するとともに、別表の条ずれを修正するものであります。なお、令和7年4月から美瑛中学校に主幹教諭が1人置かれることになります。3の施行期日は令和7年4月1日となります。別冊資料1の7ページ、8ページであります。新旧対照表でございます。こちらは先ほど同様、右が現状、左が新しいものであります。右側の第4条に主任等と</p>

	<p>いうのがありますが、こちらを、左のように、第4条の2に移動させました。その他、第2項に前項の規定に関わらず、という書き出しの部分ですが、内容としましては、主幹教諭が主任の業務をする場合は、主任は置かなくてもいいといった内容の条文でございます。また、その上に、第4条として新たに主幹教諭の規定を設けました。第4条第2項としまして、主幹教諭は、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童または生徒の教育をつかさどると。といった業務の内容をここで示しております。主幹教諭につきましては、校長教頭と同様、いわゆる管理職的な業務に当たることとなり、試験を受けて資格を取ると言ったところであります。日常、教壇に立つことはなく、主に学校の運営を校長教頭とともにやっていく、校長、教頭のバックアップをしていく、といったような校務がメインになるものでございます。新旧対照表の8ページになりますが、別表の訂正箇所につきましては、表の上にあります別表第4条関係というのが、第4条の2に移りましたので、新しい表では別表第4条の2関係という訂正をさせていただいたところであります。それでは、議案集の4ページに戻りまして附則からになります。附則、この規則は令和7年4月1日から施行する。以上で議案第2号の説明を終わります。よろしくお願いたします。</p>
鈴木教育長	<p>只今、議案第2号についての説明がありました。提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。何か御質問等、意見等ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「ありません。」の声)</p>
鈴木教育長	<p>ないようでしたら、議案第2号、美瑛町立学校管理規則の一部改正について決定してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(「はい。」の声)</p>
鈴木教育長	<p>それでは議案第2号については、原案のとおり決定いたします。次に、議案第3号、美瑛町文化財保護条例施行規則の廃止についての件を議題とします。事務局から説明願います。</p> <p style="text-align: center;">(「はい、管理課長。」の声)</p>

鈴木教育長	はい、鈴木管理課長。
鈴木管理課長	<p>議案第3号、美瑛町文化財保護条例施行規則の廃止について御説明申し上げます。議案集は5ページになります。廃止の要旨は別冊資料1の9ページになります。今回の美瑛町文化財保護条例施行規則の廃止につきましては、令和7年第2回定例議会におきまして、美瑛町文化財保護条例が改正されました。教育委員会が所管していた、文化財の保護に関する事務につきましては、町長部局で所管することになったため、教育委員会規則であります本規則を廃止するものであります。それでは、議案を朗読いたします。</p> <p>議案第3号、美瑛町文化財保護条例施行規則の廃止について。美瑛町文化財保護条例施行規則を廃止する規則を次のとおり制定する。令和7年3月28日提出。美瑛町教育委員会教育長。美瑛町文化財保護条例施行規則を廃止する規則。美瑛町文化財保護条例施行規則、平成元年美瑛町教育委員会規則第6号は廃止する。附則、この規則は、令和7年4月1日から施行する。なお、教育委員会規則は廃止されますが、これをもちまして今度は町長部局の方で同じような規則が制定されることになることを申し添えたいと思います。以上で、議案第3号の説明を終わります。よろしくお願いたします。</p>
鈴木教育長	<p>只今、議案第3号についての説明がありました。これから、議案第3号についての質疑を行います。御質問等ございませんか。</p> <p>(「ありません。」の声。)</p>
鈴木教育長	<p>ないようでしたら議案第3号、美瑛町文化財保護条例施行規則の廃止について決定してよろしいですか。</p> <p>(「はい。」の声。)</p>
鈴木教育長	<p>それでは、議案第3号については原案のとおり廃止することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号、美瑛町文化財審議会規則の廃止についての件を議題とします。事務局から説明願います。</p> <p>(「はい、管理課長。」の声)</p>

鈴木教育長	はい、鈴木管理課長。
鈴木管理課長	<p>議案第4号、美瑛町文化財審議会規則の廃止について御説明申し上げます。議案集は6ページになります。廃止の要旨は、別冊資料1の10ページになります。今回の美瑛町文化財審議会規則の廃止につきましては、先ほどの文化財保護条例施行規則の廃止と同様、令和7年第2回定例議会において美瑛町文化財保護条例が改正されたことによりまして、教育委員会が所管していた文化財の保護に関する事務について、町長部局で所管することとなったため教育委員会規則である本規則を廃止するものであります。それでは議案を朗読いたします。</p> <p>議案第4号、美瑛町文化財審議会規則の廃止について。美瑛町文化財審議会規則を廃止する規則を次のとおり制定する。令和7年3月28日提出。美瑛町教育委員会教育長。美瑛町文化財審議会規則を廃止する規則。美瑛町文化財審議会規則、平成元年美瑛町教育委員会規則第7号は廃止する。附則、この規則は令和7年4月1日から施行する。なお、本規則につきましても教育委員会規則は廃止となりますが、町長部局で同様の審議会規則が制定されることを申し添えさせていただきます。以上で議案第4号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。</p>
鈴木教育長	<p>議案第4号の提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質問等、意見ございませんか。</p> <p>(「ありません。」の声。)</p>
鈴木教育長	<p>ないようでしたら議案第4号、美瑛町文化財審議会規則の廃止について決定してよろしいでしょうか。それでは議案第4号、規則廃止については決定させていただきます。</p> <p>この後は、議案第5号及び報告第1号の審議となります。非公開として行います。</p> <p>(傍聴人なし)</p>
<p>～ 以下、非公開 ～</p>	

鈴木教育長	<p>提出案件については以上となります。その他事務局から提案事項はありますか。</p> <p>(「ありません。」の声)</p>
鈴木教育長	<p>委員の皆様から何かございませんか。</p> <p>(「ありません。」の声)</p>
鈴木管理課長	<p>なければ、以上をもちまして、令和7年第3回美瑛町教育委員会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。</p>